

令和4年10月～ 育児休業給付金支給申請にかかる パパの育休申し出パターン

ポイント



出生～出生後8週の間は**本体育休でもOK!**
必ずしも**出生時育児休業を選択する必要なし!**

★ 出生から1歳まで継続して育休（就労なし）

育児に専念するので
育休中は働きません



* この間に就労しない場合、出生時育児休業と本体育休を分ける必要はありません
すべて本体育休でOK

上記のケースは、全て「本体育休」とするほうがスムーズに支給申請手続きできます。

「出生時育児休業」と「本体育休」を分ける場合は…

- ・ 出生時育児休業と本体育休の申請書をそれぞれ作成・提出する必要があります。
- ・ 8週間の最初の4週間を出生時育児休業とする場合、出生日もしくは出産予定日どちらか遅い方から8週間を経過する日の翌日から給付金の申請が可能になります。本体育休は出生時育児休業の申請後でないとは手続きできません。

★ 1回目：出生後4週間育休

2回目：ママの復職のサポートのため10ヶ月～1歳まで育休

1歳までに育休を
2回取得したいな



* 就労する場合は出生時育児休業、就労しない場合は本体育休でもOK
(本体育休とする場合は、分割取得の1回目になります)

上記のケースにおける1回目の育児休業（出生後4週間）の取り扱い ※就労しない場合

- ・ 出生時育児休業として申請
→ 出生日もしくは出産予定日どちらか遅い方から8週間を経過する日の翌日から給付金の申請が可能になります。
- ・ 本体育休として申請
→ 育休終了日の翌日から給付金の申請が可能です。本体育休の分割1回目となるため、1歳までの間で再度取得できるのは残り1回となります（例外事由がある場合を除く）

裏面に続きます



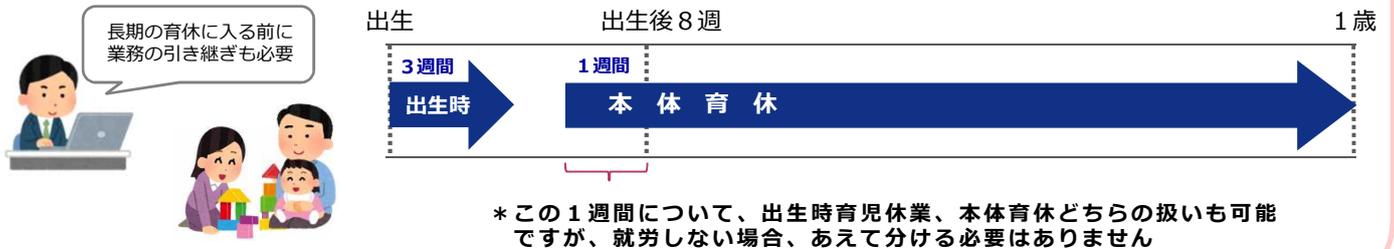
ハローワーク品川

R041101



「出生時育児休業」と「本体育休」は下記のような取り方もできます

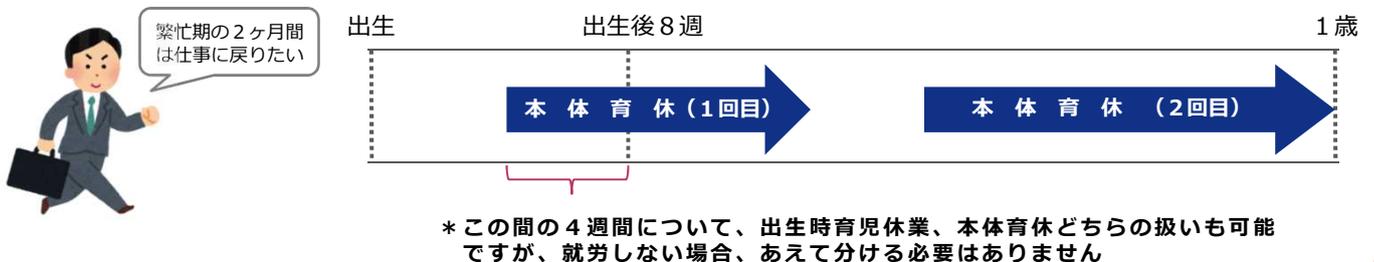
★ 出生後の3週間は仕事の引き継ぎをしながら育休、その後1歳まで継続して育休



★ 「本体育休」 → 「出生時育児休業」 → 「本体育休」



★ 「本体育休」 → 「本体育休」 (一定期間復職が必要な場合など)



その他、ご不明な点は **ハローワーク品川 雇用継続課** までお問合せください

TEL 03 - 5418 - 7308

R041101